長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案について

高校教育課

1 改正の理由

県立高等学校の設置、廃止及び県立高等学校の学科の改編・新設、廃止に伴い、長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)について所要の改正を行う。

2 改正の内容

別表第1 (第2条関係) の改正

- (1) 高等学校設置条例の改正に伴う改正(平成27年12月17日長野県条例第54号)
 - ア 長野県飯山北高等学校、長野県大町高等学校及び長野県大町北高等学校を廃止する。
 - イ 大町市に大町岳陽高等学校を設置する。

学 校 名	課 程	設置する学科
長野県大町岳陽 高等学校	全日制	普通科、理数科、学究科

なお、平成28年度から長野県大町岳陽高等学校の生徒となる長野県大町高等学校及び長野県大町北高等学校の在学生の取り扱いについて附則で定める。

(2) 学科の改編・新設に伴う改正(平成27年6月18日第 993回長野県教育委員会定例会決定)

学 校 名	課 程	学 科
長野県佐久平総合 技術高等学校	全日制	栽培システム科、生物サイエンス科、食品サービス科、 食料マネジメント科、生物サービス科、食農クリエイト 科、機械システム科、電気情報科、創造実践科
長野県白馬 高等学校	全日制	普通科、 <u>国際観光科</u>

(3) 学科の廃止に伴う改正(平成24年6月14日第942回長野県教育委員会定例会決定)

学 校 名	課 程		廃	止	す	る	学	科		
長野県飯田OIDE 長姫高等学校	定時制	機械科								

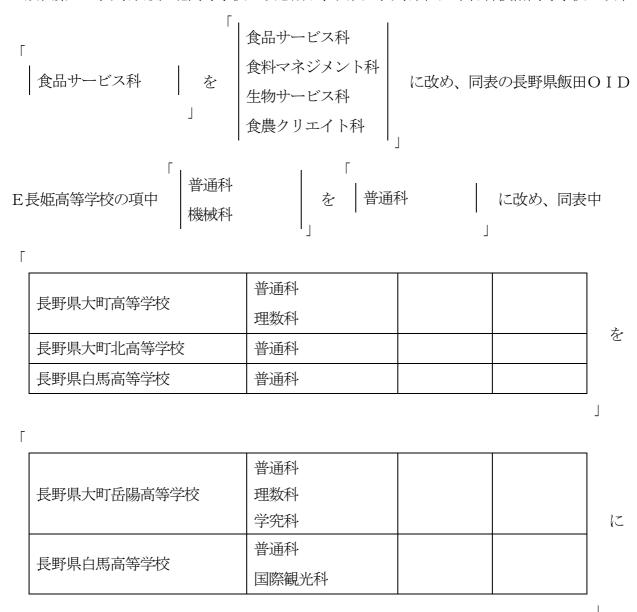
3 施行期日

平成28年4月1日

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県飯山北高等学校の項を削り、同表の長野県佐久平総合技術高等学校の項中



改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日において長野県大町高等学校又は長野県大町北高等学校に在学する生徒 で所定の課程を修了していないものは、同年4月1日において長野県大町岳陽高等学校に転 学するものとする。この場合において、第25条から第26条の2までの規定による手続を経る ことを要しない。

長野県立高等学校管理規則新旧対照表

改正案					現 行						
(別表第1) (第2条関係)					(別表第1) (第2条関係)						
県立高等学校の課程及び学科の種類					県立高等学校の課程及び学科の種類						
市体沿外大石	全日制の課程	定時制の課程	通信制の課程		古然公共大力	全日制の課程	定時制の課程	通信制の課程			
高等学校名	学科	学科	学科		高等学校名	学科	学科	学科			
長野県飯山高等学校	普通科 自然科学探究科 人文科学探究科 スポーツ科学科				長野県飯山北高等学校	普通科 自然科学探究科 人文科学探究科					
					長野県飯山高等学校	普通科 自然科学探究科 人文科学探求科 スポーツ科学科					
長野県佐久平総合技術高等学校	表培システム科生物サイエンス科食品サービス科食料マネジメント科生物サービス科食農クリエイト科機械システム科電気情報科創造実践科				長野県佐久平総合技術高等学校	表培システム科生物サイエンス科食品サービス科機械システム科電気情報科創造実践科					
〜 長野県飯田OIDE長姫高等学校	機械工学科 電子機械工学科 電気電子工学科	~ 普通科 基礎工学科	~ ~		〜 長野県飯田OIDE長姫高等学校	機械工学科 電子機械工学科 電気電子工学科	普通科 機械科 基礎工学科				

	社会基盤工学科 建築学科 商業科					社会基盤工学科 建築学科 商業科			
\ ~	_ ~ 	 ~ 	 ~ 	_\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	 ~ 	 ~ 	 ~ 	 ~ 	 ~
長野県大町岳陽高等学校	普通科 理数科				長野県大町高等学校	普通科 理数科			
	学究科				長野県大町北高等学校	普通科			
長野県白馬高等学校	普通科 国際観光科				長野県白馬高等学校	普通科			